

戦時に朝鮮人、中国人、連合軍捕虜の「強制労働」があつたと記されていたが、別の形の案内冊子では強制労働の部分だけが「使役」と書き換えられた。戦時の三池での朝鮮人約九二〇〇人、中国人約二五〇〇人、連合軍捕虜約一九〇〇人の強制労働の歴史が「使役」の歴史へと歪曲されているのである。産業遺産の展示では産業近代化の技術史だけが礼賛され、労働史が示されない。

高島の石炭資料館は世界遺産登録にともなって展示替えがおこなわれ、高島炭鉱労働組合の組合旗や資料などは姿を消した。館内には高島炭坑の歴史年表があり、一九三七年の項に「満州事変後、黒ダイヤ景気となる」と記されている。しかし、一九四〇年から四五年の記載はなく、朝鮮人や中国人の運行についても記されていない。高島の共同墓地には三菱高島炭坑が一九一〇年四月に建てた「供養塔」があるが、この塔に向かう道は長崎市によって立入禁止とされた。

安倍政権は官邸主導で「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録をすすめ、強制労働の存在を否定するに至った。それは産業革命遺産を「明治賛美」に利用し、観光の利益とするものであった。現地では、世界遺産観光にむけて歴史が歪曲され、強制労働の歴史が隠蔽される。それは、歴史に学ぶこと、内面に人間の尊厳への共感を育てるという

ユネスコ憲章の前文には、人の心の中に平和の砦を築かなければならぬ。世界戦争は人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認するものであり、無知と偏見を通じて人種の不平等という考え方を広めることによつておこなわれた。平和は、政府間の取り決めではなく、人類の知的・精神的連帯の上に築かなければならぬと記されている。

しかし、現時点で日本政府は、明治産業革命遺産や韓国徴用工判決での対応にみられるように朝鮮人強制労働の歴史を否定している。その背景には戦争と朝鮮植民地支配を正当化する認識がある。そのような認識はユネスコの精神とは合わないものであり、労働を強制された被害者の尊厳を再び侵すものとなつていて。

産業遺産情報センター関係者は、ユネスコの人類の知的・精神的連帯の形成、人間の尊厳・平等・相互の尊重の精神に立ち返り、強制労働の事実を認め、人の心の中に平和の砦を築くような展示をおこなうべきである。そのような展示が国際的な共感を生む。強制労働への反省だけでなく植民地責任をとるという姿勢が、国際的な連帯の基礎である。

心に平和の砦を築く展示を

戦争犯罪における 組織と個人

とたに・ゆま 東京生まれ。二〇〇五年カリフォルニア大学バークレー校で博士号取得(歴史学専攻)。ハワイ大学歴史学部教授、スタンフォード大学フェロー研究員。著書に『東京裁判——第二次大戦後の法と正義の追求』(みずず書房)、『不確かな正義——BC級戦犯裁判の軌跡』(岩波書店)、『東京裁判「神話」の解体』(ディヴィッド・コーンとの共著、ちくま新書)ほか。

世界 SEKAI 2020.9

大規模残虐事件と責任の所在をめぐつて

連合国は第二次世界大戦後、ドイツと日本の主要戦争犯罪人をニュルンベルクと東京法廷でそれぞれ裁いたが、これら

の裁判は、今では遠い昔の出来事と感じられるかもしれない。しかし、他国への不当な軍事侵略や一般市民に対する残虐行為、あるいは捕虜の組織的虐待といった国際犯罪は、二〇二〇年現在まで世界各地で起ころりづけ、そうした事件に関する責任の所在を究明する役割は、今世紀になつても国際刑事法廷に望まれている。

たとえば、カンボジアでは一九七〇年代のポル・ポト政権樹立の直後、ルワンダや旧ユーゴスラビアでは冷戦終焉

後に、政府や軍関係者だけでなく民間人の手によって大規模なジェノサイドが計画的に実行され、のちに裁判が実施された。

二一世紀になると、アル・カイダによる九・一一テロ行為に対する報復措置として米国はアフガニスタンに侵攻し、続けて大量殺戮兵器を所持しているとの疑惑からイラクに対しても軍事行動を起こしたが、そのあいだ米軍や米諜報機関の手に落ちた捕虜が虐待されたり拷問されたりしていることが判明し、ブッシュ大統領をはじめ米連邦政府高官の責任問題をめぐつてアメリカの世論が沸騰した。

より最近の国際犯罪事件には、シリア政府軍による毒ガスを利用した一般市民の虐殺、ミャンマー政府による少數

営みに反するものである。

民族ロヒンギヤの迫害、フィリピンのドゥテルテ政権による麻薬撲滅の名のもとの一般市民虐殺など、枚挙にいとまがない。近い将来これら犯罪事件のいずれかの首謀者が、オランダのハーグに常設されている国際刑事法廷で裁かれることがある。

このように、二一世紀に入つても世界各地で大規模な残虐事件が頻発している以上、国際犯罪に対する責任問題をとりあつかった対独・対日戦犯裁判は、もう忘れ去られた歴史的先例とみなされる。そこで本稿では、過去の戦犯裁判に立ち返り、どのような責任論が七十余年前の戦犯法廷で提示されたか、あらためてたどってみる。

対独・対日戦犯裁判で論じられた責任論は多岐にわたるが、ここでは紙幅の関係上東京裁判に焦点を絞る。また、近年の国際犯罪事件で政府高官の責任問題が関心事になってきたことから、本稿でも東京裁判の判事たちが論じた政府高官に関する責任論を紹介し、その意義を考える。

なお、東京判決にみる個人責任に関する論述は、将兵や官吏の統制を怠り戦争犯罪の実行を看過したという、義務不履行を根拠とした不作為責任に終始しており、犯罪の実行を命令・授權するという作為責任はとくに論述されていない。これは、不作為責任の基準が法廷で争われたからと

虜労働の軍事利用といった、国境を越えて敢行された大規模な犯罪行為であり、これらは一個人の意思や行動のみでは達成されえず、むしろ政府や陸海軍、民間企業などさまざまな組織に属する個々人が、それぞれの職能や職権を生かして集合的かつ計画的に組織を動かすことで初めて実現したからだ。

ニュルンベルク・東京法廷で起訴された被告人の多くは、戦時下のナチス・ドイツあるいは大日本帝国の政府や軍首脳の政策決定に参加し、権限ある地位を占めた人物であり、A級戦犯として裁かれた。B・C級戦犯法廷でも、軍部隊の末端にあつた一兵卒や軍属を被告人とした事例のほか、各地の方面軍司令官や連合艦隊司令長官はじめ陸海軍の将官が裁かれるケースが少なくなかった。かれらが責任を問われたのは、アジア太平洋戦線の広域で日本軍部隊が繰り返し敢行した大規模な戦争犯罪であり、必ずしも一個人による一犯罪事件ではなかつた。

「組織のなかの個人」の責任をどう証明するか

よつて、対独・対日戦犯法廷で被告人の責任問題を解明するためには、被告個人の行動だけではなく、被告人の所属組織形態に立ち入った事実関係をあきらかにする必要があつた。検証されなければならない主な事項は、つきの

察せられ、裁判所は自らの意見を最終判決で明示しようとしたのであろう。そこで本稿でも、裁判所が論述した不作為責任に光を当てる。

対独・対日裁判における「組織と個人」

日本における東京裁判論では、勝者の裁きという批判が根強い。しかし、近年ニユルンベルクと東京裁判について、国際正義の諸原則を適用した国際刑事裁判史上の画期的な事件であり、なかでも国際犯罪を犯す者は何人たりとも責任を免れない、という個人責任の原則を認め適用したことによって評価があることは、拙著『東京裁判「神話」の解体』（ちくま新書、二〇一八年、ディヴィッド・コーベン共著）で指摘したとおりである。そして、たしかに両裁判所はそれぞれの裁判所憲章の条項にしたがい、「主権の行為の原則」や「上官命令」の論理をしりぞけ、個人責任の大原則に徹することを重視した。

しかし、だからといって「個人」の対極にあたる「集合体」ないし「組織」の責任問題が、ニユルンベルクや東京法廷で度外視されたわけではない。むしろ、組織と個人の関係はどうちらの裁判でも大きな関心事であり、一大争点でもあつた。なぜなら、そもそも両法廷での主な起訴事項は、隣国への軍事侵攻、占領下にある一般市民の大量虐殺、捕

五点にまとめられる。

- (一) 被告人は、いつどの組織に属していたか
- (二) 被告人の属した組織はどのような権限を有したか
- (三) 組織の構成員のあいだには、どのような指令系統や監督責任の関係が存在したか

- (四) 被告人は組織内のどの地位を占め、公務上どのような職権をもち実際に行使したか
- (五) 被告人は職権の行使により、犯罪の計画や実行あるいは継続にどう関わったか

さらに法廷では、組織のタイプ別に適用されるべき個人責任の法的基準も見定めなければならなかつた。被告人は内閣のメンバーだったものもあれば、官僚機構の構成員だつたものもあり、戦線各地の軍司令官や幕僚だつたものもあれば、占領下の軍政機関や民間企業につとめたものもあり、つまり、多様な組織を律したそれぞの責務関係をふまえた責任の基準を定義することがもとめられたからだ。

端的な例をあげると、軍司令官を裁くときに適用される「指令統制責任論」(command responsibility)は、官僚機構や企業で権限ある地位を占めたものを裁く基準としては不適切といえる (command responsibility の和訳と解釈については、拙著『不確かな正義』岩波書店、二〇一五年、四〇五頁を参照いただきたい)。実際、政府高官が被告グループに多く含まれた東京法廷で

は、これら被告人に適用される個人責任の基準は、軍関係者とは別に論じられ定義されている。

政府高官に適用される責任の基準

東京法廷で裁かれた二五名の被告人は、「平和に対する罪」「人道に対する罪」「通例の戦争犯罪」「殺人」の四種の犯罪について責任を問われたが、殺人に関する訴因はすべて却下され、人道に対する罪も、おそらく公判中これに該当する犯罪事件の立証努力が不十分だったことから考慮されず、結果的に裁判所は、平和に対する罪と通例の戦争犯罪についてのみ判決を下した。

平和に対する罪は、ハーグ常設国際刑事裁判所のローマ規程（一九九八年に採択、二〇〇二年発効）に「侵略の罪」の名で継承されており、将来この種の国際犯罪を犯したもののが裁かれる可能性が存続している。この点で、ニュルンベルク・東京法廷で展開された「平和に対する罪」の責任論は、歴史的先例として重要な意味をもつ。

しかし、残念ながら東京裁判所による判決の場合、一九二八年から四五年までアジア太平洋地域の制覇を目指とした共同謀議が存在したという戦争史の再構築にこだわるばかりで、被告人ひとりひとりが戦争の計画・準備・開始・実行といった諸段階にいつどのように関与したかの検証が

きであつたという場合に、このような犯罪を防ぐために、なにかの措置をとることを、かれらの属する官庁がかれに要求し、または許可していたのであるならば、かれは不作為に対しても責任を免れることはできない」とする（『極東国際軍事裁判速記録』雄松堂書店、一九六八年、第一〇巻、五九一頁。以下同書は『速記録』）。

つまり、（一）戦争犯罪が犯された事実を知っていたか、または知っているべきであった、（二）公務上、犯罪を止めさせ再発を防ぐ適切な措置をとる権限と責務をもつていた、（三）けれども、犯罪を止めさせる措置をとらなかつた、という三つの要件が満たされた場合、政府の構成員に刑事责任が問えるということになる。

さらに裁判所は、「知っていたか、または知っているべきであつた場合に」という認識の要件について若干の説明を加えているが、そのなかにつきのようなくだりがみられる。

「数が多く、時と場所から見て非常に広い範囲にわたつているということは、知っていたものと推定するについて、考慮されるべき事項である」（『速記録』第一〇巻、五九二頁）

この文面からは、裁判所は「知っていた」と判断できる断定的な証拠だけではなく、犯罪の頻度や範囲あるいは継続性を裏づける証拠にも関心をもち、後者のタイプの状況

不十分だった（詳細は David Cohen and Yuma Totani, *The Tokyo War Crimes Tribunal*, Cambridge University Press, 2018 参照）。他方通例の戦争犯罪については、東京裁判所は共同謀議論をしりぞけ、そのかわり個人責任の基準——とくに政府高官に適用されるべき責任の基準——の定義を試みている。その内容はつぎのとおりである。

裁判所はその判決でまず、過去約二世紀かけて戦争法規慣習法が発達し、一九〇七年ハーグ条約や一九二九年ジュネーヴ条約による規定のあつた結果、各交戦国政府には権限下に入った捕虜や一般人抑留者を保護し、また同時に権限下の捕虜らが非人道的行為の犠牲にならぬよう防止する国際責務が生じるという。そして裁判所は、「責任ある政府とは、実際に政府の職務を發揮し、統制ある人々のことなのである」と述べ、よって政府の国際責務をまつとうするためにには実際「人によらなければならない」と強調する。

続けて、政府を構成する主要人員は、捕虜や一般人が正当な待遇を受けられ虐待も防止されるような組織を設置し、そのような組織が効果的かつ継続的に運営されているかぎりは、個人責任を問わないという。しかし、そのような組織を設置・運営する手はずをととのえたにもかかわらず、自国軍将兵や官憲によって戦争犯罪が犯され、そして政府構成員がその事実を「知っていたか、または知っているべき」であるから「知っているべきであつた」と推論することが理論的に可能、との立場をとつていると読みとれる。

政府構成員の種類と責任の基準

裁判所は他に、主要な国家構成員として具体的に四種をあげ、それぞれに適用される責任の基準を示している。その四種とはつぎのとおり。

- （一）閣僚
- （二）捕虜を留置している部隊の指揮官である陸海軍武官
- （三）捕虜の福利に關係のある官庁の職員
- （四）文官であると、陸海軍武官であるとにかくかわりなく、捕虜を直接みずから管理している職員

（『速記録』第一〇巻、五九一頁）

これら四種のうち第一種について、東京裁判の被告グループにかつての閣僚が多かつたためか、法廷では閣僚に適用される責任の基準がだいぶ争わっていた。この事態を意識したのであらう、裁判所は判決で責任の基準をややくわしく述べている。長くなるが、該当部分を判決から引用する。

「内閣は政府の主要な機関の一つとして、捕虜「政府の権限にある一般人抑留者を含む」の保護について、連帶して責任を負うものであつて、その閣僚は、すでに論じた意味の犯

罪が行われていることを知つておらず、しかも将来このようないい犯罪が行わられるのを防止する措置を怠つたり、それに失敗しながら、あえて閣僚として引き続き在任する場合には、かれは責任を解除されることはない。たどりかの主管している省が捕虜の保護について直接関係していない場合でも、これはあてはまることがある。閣僚は辞職することができる。かれが捕虜の虐待を知つており、将来の虐待を防ぐ力がないのに、あえて内閣に留まり、これによつて、引き続き捕虜の保護についての内閣の連帶責任を分担するならば、将来どのような虐待についても、かれはみずから好んで責任を引受けるものである」(『速記録』第一〇巻、五九二頁)

ここで注意されるのは、認識と義務不履行という要件のほかに連帶責任の論理が適用されている点で、「たどりかの主管している省が捕虜の保護について直接関係していない場合でも」責任追及されるという。

捕虜の保護責任を直接負つていない閣僚はだれかといふと、基本的には陸海軍大臣を除いたすべての閣僚が該当する。内閣総理大臣も無任所大臣も含まれるであろう。いずれの閣僚の場合でも、自國軍将兵や官憲による「将来の虐待を防ぐ」特定の権限をもつてたかどうかは証明される必要がなく、そのかわり犯罪の事実を知りながら「あえて内閣に留まり、これによつて、引き続き捕虜の保護についてある」(『速記録』第一〇巻、五九二頁)

右の記述から、軍指揮官や陸海軍大臣に適用される責任の基準は限定的であることがわかる。というのは、ここでは連帶責任という論理が適用されず、不作為責任が成立するためには犯罪の被害者が「かれらの管理の下」にあつた、と証明されなければいけないからだ。閣僚に適用される責任の基準では、捕虜が「政府の権限下」にあつたことが大前提となつてゐるが、捕虜が閣僚の管理下——つまり捕虜管理業務が公務上閣僚の管轄——であつたかどうかは、証明されるべき要件とみなされていなかつた。同様にして、ここでは犯罪の实行者である軍部隊が陸海軍武官の「指揮下」にあつたことが要件とされているが、閣僚に適用される基準では、犯罪实行者が閣僚の指揮下にあつたかどうかは問われていない。

第三種の「捕虜の福利に關係のある官庁の職員」に関しては、裁判所による裁判の基準はさらに限定的である。該当部分を判決から引用するところ。

「捕虜の虐待を知つていた各省職員は、辞職をしなかつたという理由では、責任があることにはならない。しかし、もしその職務が捕虜の保護組織の運営を含むものであり、また、犯罪を知つていたか、知つていていたのに、その将来における発生を防ぐために、自己の権限の範囲で、

の内閣の連帶責任を分担するならば、将来どのような虐待についても、かれはみずから好んで責任を引受けるもの」と判断されるのであつた。裁判所によると、閣僚が責任から解放される方法は内閣から辞任するのみであつた。

閣僚以外の政府構成員の場合

残り三種の政府構成員に目を転じると、裁判所は第四種についてはなんらの論述を提供していないが、第二、第三種には責任の基準を若干説明している。以下たどつてみる。裁判所は、第二種の「捕虜を留置している部隊の指揮官である陸海軍武官」には、戦線各地の軍司令官のほか陸海軍大臣も含まれるという立場をとつてゐる。そして、この種の軍関係者に適用される責任の基準はつぎのように説明している。

「もしかれらの管理の下にある捕虜に対して犯罪が行われ、そのようなことが起りそうなことをかれらが知つていてか、知つていてるべきであつた場合には、かれらはこれらの犯罪に対する責任がある。たとえば、自己の指揮下にある部隊の中で、通例の戦争犯罪が行われ、それについて、かれが知つていていたか知つていていた場合に、将来におけるそのような犯罪の発生を防ぐために、充分な措置を取らない指揮官は、将来そのような犯罪について責任が

効果のあることを何もしなかつたとすれば、その時は、そのような将来の犯罪に対して、かれらは責任がある」(『速記録』第一〇巻、五九二頁)

右の記述によると、官庁の職員は閣僚どちがい辞職をもとめられず、あくまで「自己の権限の範囲で」効果のある措置をとらなかつた場合に責任が問われる。連帶責任の論理はここでもみられない。なお裁判所は、「捕虜の福利に關係のある官庁の職員」の具体例をいちいち明示していないが、アジア太平洋戦争期の大日本帝国政府の文脈では、陸海軍両省内の軍務局と、太平洋戦争勃発後設置された「俘虜情報局」と「俘虜管理部」の構成員が主なものと理解してよい。

被告人に対する実際の判決

ここまで、東京裁判所が展開した政府高官に関する責任の基準をたどつてみたが、では、実際二五名の被告人に対してこれらの基準はどう適用されたのだろうか。

法廷では戦争犯罪に関する広大な証拠が受理された。それには、特定の被告人が犯罪の事実を知つていたと裏づけられるような、政府内部や外交筋公式文書が多く含まれていた。また、犯罪が広範囲で継続したことを明示する内容でもあつた。つまり、裁判所が「知つていたか、または

知つてはるべきであった」と結論するに足り、そして同じ事実から、日本政府の主要機関が犯罪を防止する効果的措置をとらなかつた、と結論することが可能であつた。すると、かつての政府高官だった被告人につぎのようない判決結果が予期される。

まず、第一種政府構成員の地位を占めた被告人——つまり閣僚——については連帶責任の原則が適用され、膨大な戦争犯罪の証拠から閣僚が犯罪の事実を「知つていたか、または知つてはるべきであった」と結論づけられる以上、辞職の証拠がないかぎり一律有罪が予期される。

第二種に該当する陸海軍大臣は、やはり受理された証拠から捕虜が「管理の下」にあつたことが証明されたので、みな有罪が妥当と考えられる。

第三種に該当する被告人つまり中央官庁にて捕虜行政の任についた被告人は、「自己の権限の範囲で、効果のあることを何もしなかつた」ことが証明された場合、有罪判決が下される期待される。

ところが実際に下された判決をみてみると、責任の基準をそのまま適用すれば当然有罪と思われた被告人に、無罪が続出している。閣僚としての義務不履行を根拠に有罪判決を受けたのは、広田弘毅（外相）、重光葵（外相）、小磯国昭（首相）の三名だけで、日中戦争期あるいは太平洋戦争

中に閣僚だったその他大勢の被告人はすべて無罪となつている。

第二種の政府構成員にあたる陸海大臣の場合も、東條英機（陸相）は有罪とされたものの、東條以前に陸相をつとめたことのある被告人数名は義務不履行があつたとの判決が出でていない。太平洋戦争期に海相だった島田繁太郎も無罪判決を受けている。第三種の政府構成員にあたる武藤章（あきら）と佐藤賢了（陸軍省軍務局長）や岡敬純（海軍省軍務局長）も、中央官庁の職員としての義務不履行という判決を受けていない。

このように一見一貫性の欠ける判決は、被告人自身も不可解と感じたようだ。たとえば、南京事件期に広田同様閣僚だった木戸幸一は、裁判時の日記に「同じ國務大臣として見れば、広田と私との間に果してどれだけの責任の差異があるのかよく判らない」と書き残している（木戸幸一日記「東京裁判期」東京大学出版会、一九八〇年、四四九頁）。もちろん、個々の被告人に対する判決は、ただ責任の基準を一律に適用すればよいというのではなく、どのような事実関係が証拠であきらかにされたかに左右される。よって、裁判所がどこまで適切に責任の基準を適用したかの判断は、裁判記録や書証のくわしい検証に別途ゆだねるべきであろう。

政府組織論と今後の裁判研究

以上本稿では、東京裁判所がその判決で打ちだした政府高官の責任論と責任の基準をたどつてみた。要点を再度押さえると、第一に、各交戦国政府には権限下の捕虜や一般市民を保護する国際義務が生じ、その責務をまつとうするのは「政府」という抽象的な存在ではなく、その構成員である「人によらなければならない」ということだつた。

第二に、政府機構は一枚岩ではなく各種の政府機関からなる。裁判所によると、（一）政府の中核をなす内閣、（二）捕虜や占領地の一般人を管理下に置く軍首脳、（三）捕虜行政に関与する諸官庁、（四）捕虜行政の業務執行に直接関わる部署、といった四つの機関別に責任の基準を見定める必要がある、ということであつた。

右のような東京裁判所の提供する政府組織論や責任論がどれほど妥当かは、おそらく国際刑法の専門家のあいだで意見が分かれるところであろう。また、近現代日本史の観点からすると、東京裁判所の政府論は大日本帝国政府の組織形態や実態を的確に掲んでいない、という批判もありうる。すなはち明治維新以後の日本政府は、機構上の最大の特色として天皇大権不可侵の大原則があり、大日本帝国憲法により定められた正規の政府組織のほか、元老など非公

式の輔弼機関があつた。さらに日中戦争勃発以後は、「大本営政府連絡會議」「御前會議」「最高戦争指導會議」といった連絡組織が形成され、正規の政府組織を超越して実質的な国策決定機関として機能した。

しかし東京裁判所は、こうした戦時下日本の獨特な政府機構の存在に沈黙し、そのかわり内閣を頂点に置く政府組織を描きだした。このような組織觀は、戦時下日本の実態の一側面を捉えているとはいえ、大日本帝国政府組織論としてはきわめて不足が多い。

しかし他方、対独・対日戦犯裁判に見る判決で、わざわざ紙面を割き政府組織論や責任論を論述したものは稀であり、東京裁判所がこのようない論を展開したそのこと自体には大きな意義がみいだされる。また、日本政治形態の特殊論にとらわれない抽象化された政府組織論や責任論を展開したこと、一種の普遍性をもたせている点で価値がある。右の視点から戦犯裁判研究にもとめられる今後の課題を考えてみると、それは、東京判決の提示する責任論の妥当性をさらに比較検討し、国際正義の実現に寄与できる実践的な責任論の将来的發展に寄与すること、といえるのではないだろうか。そのような裁判研究を筆者自身これからも続けていくが、同時に、次世代の研究者によるあらたな責任論の展開と發展にも期待したい。